

2024年7月5日

終身医療保険「ネオ de いりょう」を改定！

～保険料の引き下げに加え、特約・特則の新設等により、充実した保障をよりお求めやすく～

第一生命グループの一員であるネオファースト生命保険株式会社（代表取締役社長：上原 高志、以下「当社」）は、契約日が2024年8月2日以降の契約より、「ネオdeいりょう」（正式名称：無解約返戻金型終身医療保険）を改定します。

新しい「ネオdeいりょう」では、効率よく入院に備える設計を可能とする特則を新設するなど、多様化するお客さまニーズへの対応をはかります。あわせて、「ネオdeいりょう」を通してお客さまに感じていただきたい提供価値を示すとともに、当社が実現したい「いい保険のかたち」への思いを込め、商品ブランドコンセプト「ちょうど、ちゃんと、いい保険。」を策定しました。

「ネオdeいりょう」改定のポイント

（1）「短期入院10日給付特則」の新設

入院日数によらずまとまった給付金を確保しつつ、日額給付と一時給付の保障の重複をなくし、効率よく入院に備えられるよう、10日以内の入院をした場合に一律10日分の入院給付金をお支払いする「短期入院10日給付特則」を新設します。

（2）「手術保障特則」の新設

手術保障の給付金額を入院給付金日額に連動させるわかりやすい仕組みの「手術保障特則」を新設します。

（3）「死亡保障特則」の給付倍率の上限引き上げ

終身の死亡保障をより一層準備しやすくするため、死亡保障特則の給付倍率の上限を引き上げます。

（4）20～40代を中心とした保険料引き下げ

20～40代を中心に、入院・手術保障を主とした基本設計、三大疾病保障を上乗せした設計ともに保険料を引き下げます。

（5）「生活習慣病重症化予防特約」の新設

高血圧性疾患や糖尿病といった生活習慣病による薬剤治療を受けた場合に給付金をお支払いする「生活習慣病重症化予防特約」を新設します。

1 商品ブランドコンセプト「ちょうど、ちゃんと、いい保険。」

当社は、「一生涯のパートナー」を掲げる第一生命グループの一員として“「あったらいいな」をいちばんに。”をミッションに掲げ、健康増進に資する商品・サービス等の提供を行っています。

今回策定した商品ブランドコンセプトには、「お客さまに無理のない保険料で納得の保障を提供したい」「お客さまの時間を大切にしたいオンライン手続きの簡便さと、不安に寄り添える親身なサポートを提供したい」「いざというときには、スムーズなお支払いでお客さまの安心と信頼に添えていきたい」という、「ネオde いりょう」を通してお客さまに感じていただきたい提供価値と、当社が実現したい「いい保険のかたち」への思いを込めています。

ちょうど、ちゃんと、いい保険。

お客さま一人ひとりに最適な保険を。

無理のない保険料なのに、納得の保障。

オンラインでかんたんに行える手続きと、親身なサポート。

いざというときには、スムーズなお支払いできちゃんと安心と信頼にお応えすること。

“ちょうどいい。ちゃんといい。”

ネオファースト生命がめざす「いい保険」のかたちです。



この商品ブランドコンセプトを掲げ、社員一人ひとりがお客さまの満足度向上・創造を追求し、お客さまの心身の健康と自己実現に貢献することを目指していきます。

2 「ネオ de いりょう」の改定

(1) 「短期入院 10 日給付特則」の新設

入院日数は短期化傾向にあります。入院時の自己負担費用は必ずしも入院日数に比例するものではありません。現在、短期入院でもまとまった給付金を受け取りたいというニーズに対応する商品として「入院一時給付特約」を取り扱っていますが、入院日数によらずまとまった給付金を確保しつつ、日額給付と一時給付の保障の重複をなくし、効率よく入院に備える設計を可能とするため、10日以内の入院をした場合に入院給付金を一律10日分お支払いする「短期入院10日給付特則」を新設します。

※上記特則の新設に伴い、「ネオ de いちじきん」（正式名称：無解約返戻金型入院一時給付保険）については、2024年8月1日より新契約の取扱を停止します。

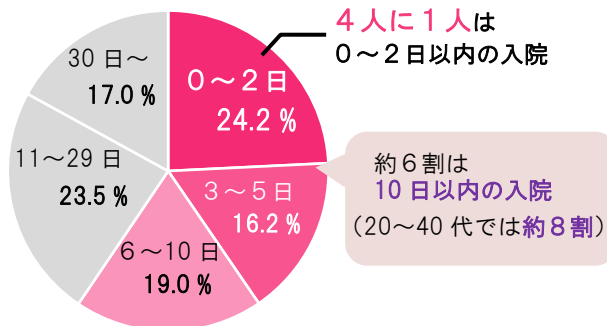
<給付内容>

「短期入院10日給付特則」を適用した場合、継続した1回の入院について、疾病入院給付金および災害入院給付金の支払額は以下のとおりとします。

- 入院日数が10日以内の場合：入院給付金日額×10
- 入院日数が11日以上の場合：入院給付金日額×入院日数

“1回の入院とみなす退院後の期間は30日”
再度新たな入院をした場合には更に10日分の給付金を受け取れるため、入院を繰り返した場合にも安心です。

【推計退院患者の入院期間別割合】



【直近の入院時の自己負担費用】

入院日数	平均(万円)
14日以内	13.7
うち5日未満	8.7
うち5～7日	15.2
うち8～14日	16.4
14日超	33.2

短期入院でも自己負担費用は一定必要

出所：厚生労働省「令和2年 患者調査」、生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」

(2) 「手術保障特則」の新設

これまで特約として提供してきた手術保障を主契約の特則とし、手術を受けた場合の給付金額を入院給付金日額に連動させるわかりやすい仕組みの「手術保障特則」を新設します。

※上記特則の新設に伴い、手術保障特約（2018）については、2024年8月2日より取扱を停止します。

<給付内容>

- 「手術保障特則」を適用した場合の支払額

		対象となる病気・ケガ	Ⅱ型	I型4倍	I型2倍	I型1倍
入院	三大疾病	重度三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)	日額×40	日額×20	日額×10	日額×5
		重度三大疾病以外の三大疾病	日額×20			
		上記以外の病気・ケガ	日額×10			
外来		病気・ケガ	日額×5			

※従来の手術保障特約（2018）で支払対象外となる手術に加え、「皮膚・皮下腫瘍摘出術および魚の目・タコ手術」も支払対象外とします。また、「不妊治療の手術」については加入後2年間の不担保期間を設けます。

(3) 「死亡保障特則」の給付倍率の上限引き上げ

死亡給付金の金額について、もう少し高額に設定できるようにしてほしいというお客さまのニーズに応えるため、死亡保障特則の給付倍率の上限を引き上げます。これにより、終身の死亡保障をより一層準備しやすくなります。

<死亡保障特則の給付内容>

●「死亡保障特則」を適用した場合の支払額等

給付金	支払事由	支払額
死亡給付金	死亡されたとき	入院給付金日額×給付倍率

※給付倍率をご契約締結時に所定の範囲で設定いただきます。

●給付倍率の上限

60歳加入、三大疾病支払日数限度無制限特則適用、手術保障特則適用の場合

	現行	改定後
男性	100倍	150倍
女性	100倍	200倍

※年齢やご契約内容により、設定できる給付倍率の上限が異なります。

(4) 20～40代を中心とした保険料引き下げ

20～40代を中心に保険料を引き下げます。入院・手術保障を主とした基本設計、三大疾病保障を上乗せした設計ともに、現行よりも低廉な保険料でお求めいただけるようになります。

<保険料例>

●基本保障プラン

入院給付金日額5,000円、60日型、三大疾病支払日数限度無制限特則適用、手術保障特則適用（I型2倍：入院5万円・外来2.5万円）、入院一時給付特約（5万円）、先進医療・患者申出療養特約、月払、終身払、健康保険料率

	男性				女性			
	改定前	改定後	差額	増減率	改定前	改定後	差額	増減率
20歳	1,358円	1,267円	▲91円	▲6.7%	1,652円	1,565円	▲87円	▲5.3%
30歳	1,794円	1,683円	▲111円	▲6.2%	1,969円	1,882円	▲87円	▲4.4%
40歳	2,472円	2,354円	▲118円	▲4.8%	2,320円	2,201円	▲119円	▲5.1%

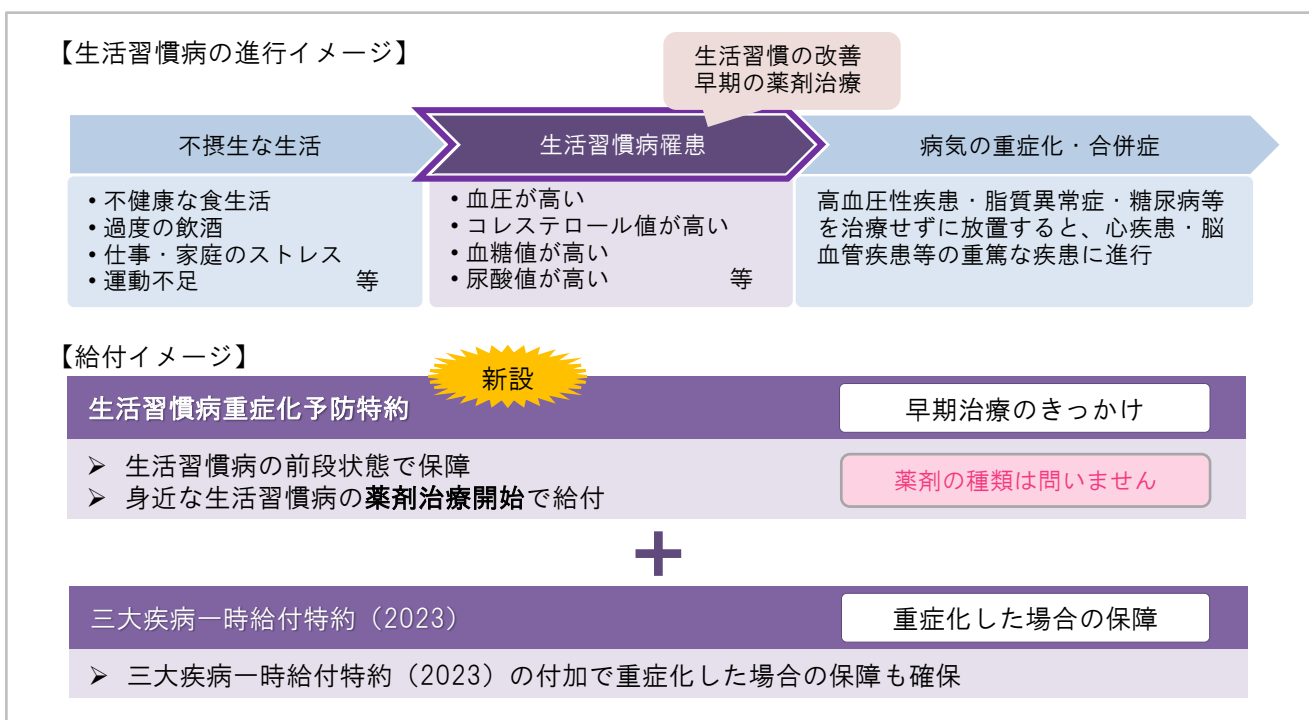
●三大疾病保障プラン

入院給付金日額5,000円、60日型、三大疾病支払日数限度無制限特則適用、手術保障特則適用（I型2倍：入院5万円・外来2.5万円）、入院一時給付特約（5万円）、三大疾病一時給付特約（2023）（50万円）、先進医療・患者申出療養特約、月払、終身払、健康保険料率

	男性				女性			
	改定前	改定後	差額	増減率	改定前	改定後	差額	増減率
20歳	2,156円	1,967円	▲189円	▲8.8%	2,338円	2,174円	▲164円	▲7.0%
30歳	2,996円	2,756円	▲240円	▲8.0%	2,955円	2,771円	▲184円	▲6.2%
40歳	4,303円	4,016円	▲287円	▲6.7%	3,696円	3,456円	▲240円	▲6.5%

(5) 「生活習慣病重症化予防特約」の新設

日本人の三大死因とも呼ばれる三大疾病のうち、心疾患、脳血管疾患の重大なリスク要因は高血圧性疾患や糖尿病等の生活習慣病であり、早期の段階での適切な治療や生活習慣の改善が重要です。そこで、生活習慣病の早期治療を促し、お客さまの健康を応援するため、高血圧性疾患や糖尿病といった生活習慣病により薬剤治療を受けた場合に給付金をお支払いする「生活習慣病重症化予防特約」を新設します。



<給付内容>

給付金	支払事由	支払額
生活習慣病重症化予防給付金	被保険者が、この特約の責任開始期以後に発生した事由を直接の原因として発病した高血圧性疾患、脂質異常症、糖尿病または高尿酸血症の治療を目的として、この特約の保険期間中に病院または診療所において、医師による薬剤治療（公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により薬剤料または処方せん料が算定される薬剤の投与や処方という。）を受けられたとき	5万円 (1回限り)

※被保険者が、この特約の責任開始期以後の疾病を原因として発病した心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患・大動脈瘤等、肝疾患、脾疾患または腎疾患の治療を目的として、この特約の保険期間中に病院または診療所において、入院をしたときまたは手術を受けられたときは、その開始日に生活習慣病重症化予防給付金の支払対象となる薬剤治療を開始したものとみなします。

<保険料例（保険期間・保険料払込期間：終身）>

生活習慣病重症化予防給付金額5万円、月払、保険料払込免除特約（2021）付加なし

	男性	女性
20歳	108円	79円
30歳	181円	123円
40歳	286円	198円

以上

(注) この資料は2024年7月時点の商品の概要を説明したものであり、契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。ご検討、お申込みにあたっては「商品パンフレット」「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」など所定の資料を必ずお読みください。